

# 工事概要書

1. 工事件名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）付属棟屋上防水改修工事
2. 工事場所 千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号  
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区 付属棟
3. 工事目的 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「当機構千葉地区」という。）に立地する付属棟の屋上から漏水しているため屋上防水改修を行う。
4. 完成期限 令和9年3月31日（水）
5. 工事内容  
別冊現場説明書及び設計図面による。  
受注者は、監督職員、施設使用者、施設管理者との連絡・調整を極めて密に行い、協力のうえ、所定の工期限内に工事を完成させること。
6. 施工上の注意事項
  - 本作業において関係法令、規則を遵守し、以下の基準等に準じて工事を施工すること。
    - 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編、令和7年版）
    - 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編、令和7年版）
  - 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、施工に際しては既設建築物等の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずること。
  - 近隣住民から問い合わせ等があった場合には、誠実に対応し、その結果を直ちに監督職員に報告すること。
  - 工事に伴い発生する騒音、振動、粉塵、臭気などについて、十分に配慮した上で施工すること。
  - 本工事において、工事範囲に隣接する各建屋への歩行者の通行・出入り、及び当機構千葉地区内の歩行者・車両の通行に支障をきたさないよう注意すると共に、必要に応じて通路を確保するなど安全に十分留意すること。
  - 本工事における交通規制を行う際、少なくとも2週間以上前に監督職員と協議の上、当機構千葉地区内への周知・調整に使用する資料作成を行い、同資料は、交通規制場所毎に規制日時のわかるものとする。
  - 入構の際は守衛所で所定の手続きを行うこと。
  - 火気の使用については、予め監督職員に申し出て、当機構内手続きを行うこと。
  - 本工事に起因し、建物、設備、配管・配線類、及びその他を破損した場合は、受注者負担により速やかに原状回復すること。
  - 本工事に伴い発生する発注者、関係官公庁等への提出・申請書類作成業務及びこれらに係る費用（申請・検査費用含む。）は全て受注者負担とする。また、発注者が行う申請手続きを代行して行うものとする。
  - 現場の納まり、取合い等に伴う軽微な変更、設計図等に記載の無いものであっても軽微なものは、監督職員と協議し、誠実に施工すること。
  - 工事で発生する廃棄物は、法令等に基づいた処理を行うと共に、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。
  - その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議のこと。

要求部課名 安全管理部建設工務課  
監督職員 西野 吉孝